

事務連絡
令和6年4月5日

各区長、自治会長 殿

南城市長 古謝景春
(公印省略)

三世代同近居・移住定住支援制度に関する区・自治会加入証明書の発行について（依頼）

みだしのことについて、本市では下記の補助制度を施行しておりますが、補助要件として自治会に加入することを義務付けております。そのため、当該補助金の申請者より区・自治会加入証明書の発行依頼がある際は、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

尚、地域によって条件が異なることから様式は任意と致しますが、申請者に対しては参考資料として別添のひな型を配布しております。

記

1. 該当する制度

- ①南城市三世代同近居支援補助金
- ②南城市知念地域移住定住支援補助金

2. 依頼内容

補助申請者に対する区・自治会加入証明書（任意様式）の発行

3. その他

制度の詳細は南城市公式ホームページよりご覧ください

以上

●お問合せ先

南城市役所企画部まちづくり推進課

TEL：917-5394

FAX：917-5424

担当：仲村 一成

E-mail:nakamura00512@city.nanjo.okinawa.jp

加入証明書

下記の者が、新たに_____区(自治会)区民(会員)となったことを証する。

記

1. 氏 名 : _____

2. 住 所 : 南城市 _____

3. 入会日 : _____年 _____月 _____日

以上

年 月 日

_____区(自治会)

区長(自治会長) _____印

記入例

〇〇区（自治会）加入証明書

下記の者が、新たに〇〇区（自治会）区民（会員）となったことを証する。

記

1. 氏 名：〇〇 △△

2. 住 所：南城市〇〇字〇〇ABC 番地

3. 入会日： 年 月 日

以上

年 月 日

〇〇区（自治会）
区長（自治会長） 〇〇 〇〇 印

南城市三世代同近居支援補助金交付要綱一部改正の要点

1. 改正の目的と背景

令和4年4月1日に南城市の旧知念村地域が一部過疎として指定されたことから、過疎地域における若者世代の流入や人口増加を図る必要がある。また、本制度は自治会加入率増加や担い手確保の一助となる可能性も大きいことから、地域支援の観点を盛り込む必要がある。加えて、現行の制度は極めて審査項目が多く、申請者においても担当課においてもわかりにくいことから円滑な事務運営に至っていない状況である。申請者にわかりやすい制度とすることで受給者の増加につなげ、三世代同近居の増加につなげる。

2. 改正のポイント

本制度がムラヤー構想の実現に資するため、いかに若者世代を呼び込み定住してもらうか、いかに移住した若者に地域の担い手となってもらうかを軸に改正することとする。

- ①子世帯の夫婦が揃って同居していなければならなかったが、単身赴任など多様な家族の形を踏まえ、夫婦のどちらかが居住していればよいこととする
- ②同居の定義を同一住宅又は同一敷地内の離れから同一行政区内に広げる
- ③近居の定義を同一小学校区内かつ同一行政区域内又は隣接行政区域内から市内全体に広げる（近居から近居は対象外だが近居から同居は対象となる）
- ④ムラヤー構想実現のための定住促進の観点から賃貸は対象外とする
- ⑤これまで引越費用は実費計算していたが、定額とし費用がかからなかった世帯にも一定金額を支給できるようにする
- ⑥過疎地域内で子世帯、親世帯共に三世代同近居を始めた場合には支給額を加算し最大で100万円を受け取れるようにする
- ⑦本市では生産年齢層の減少や少子高齢化が課題となっており、U・I・Jターンによる若者を呼び込む必要があることから補助対象について親世帯は対象外とし子世帯のみとする
- ⑧これまで前提として申請日より前に親等が継続して1年以上市内に居住していなくてはならなかったが、市内に住居を建築・購入し親世帯と子世帯が同時に引っ越してくることも考えられることから不問とする
- ⑨今後の地域DX促進を踏まえ三世代同近居を構成する世帯の全ての構成員がマイナンバーカードを取得していることを義務付ける（申請中の場合も対象とする）
- ⑩地域の担い手不足解消を図るため補助対象世帯が居住する自治会に加入した証明書を提出することとする
- ⑪一過性の居住になっていないか等を確認する後追い調査や効果測定調査への協力を義務化する

3. 補助金の比較

改正前

区分		補助上限額	過疎地域加算
1. 新築、改築、購入、引越費用（敷金礼金、仲介手数料、引越サービス料等）	(1) 同居	30万円	なし
	(2) 近居	20万円	
2. 引越費用（敷金礼金、仲介手数料、引越サービス料等）	近居賃貸	10万円	

改正後

区分		補助上限額	過疎地域加算
1. 新築、改築、 購入費用	(1) 同居	30万円	70万円
	(2) 近居	20万円	30万円
2. 引越費用（定 額）	(1) 県外	10万円	20万円
	(2) 県内	5万円	5万円

4. 過疎地域について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法第19号）第2条第2項により公示された地域とする。

旧町村地域	過疎地域の住所
旧知念村地域	南城市知念（全域）

南城市知念地域移住定住支援補助金交付要綱の概要

1. 目的と背景

令和4年4月1日に南城市の旧知念村地域が一部過疎として指定されたことから、過疎地域における若者世代の流入や人口増加を図る。また、本制度は自治会加入率増加や担い手確保の一助となる可能性も大きいことから、地域支援の観点を盛り込む。

2. 制度のポイント

①補助の対象者

- 一部過疎地域となった旧知念村地域に旧知念村地域外から移住・定住する若者及び旧知念村地域内の賃貸物件から旧知念村地域内に住宅を新築、増改築、購入して異動する若者を対象とする
- 若者の定義は40歳になって最初の3月31日を迎えるまでの世帯主であることとする（若者の定義として「子ども・若者育成支援推進法」では乳幼児期から30代までを広く対象とし、育成と支援をもとに推進するという目的を明確に示すため、「青少年に代えて「子ども・若者」という言葉を使用している）
※全ての30代が転入から1年以内であれば申請できることを踏まえて40歳になって最初の3月31日を迎えるまでとしている
- 旧知念村地域外（市内含む）からの転入・異動者を対象とし旧知念村地域内での異動は対象外とする
但し、現在旧知念村地域内で借り住まいする方が定住する家屋を設ける際に旧知念村地域から流出しないように、旧知念村地域内の賃貸物件から旧知念村地域内に住居を新築・増改築・購入して定住する場合は補助対象とする
- 短期的な居住では効果が出ないため、旧知念村地域において定住する意思が確認できる者を対象とする
- 住宅の新築、増改築、購入、賃借に費用がかかったものを対象とし、費用がかかっていない場合でも引越費用を補助する
- 引越費用はかかっていなくても要件に応じて定額支給する

②補助の要件

- 補助対象世帯の全ての構成員がマイナンバーカードを取得していることとする
- 地域の担い手不足解消を図るため補助対象世帯が居住する自治会に加入した証明書を提出することとする**
- 補助対象世帯の全ての構成員が他の公的制度による移住・引越し・家賃補助等を受けていないこと
- 一過性の居住になっていないか等を確認する後追い調査や効果測定調査への協力を義務化する

3. 補助金の額

区分		補助額
1. 新築、改築、購入費用		50万円
2. 引越費用（定額）	（1）県外	10万円
	（2）県内	5万円

※1と2は併用不可

※賃借は引越費用を支給